

門真市告示第191号

(仮称) 門真市立統合中学校整備 P F I 事業の総合評価一般競争入札について

(仮称) 門真市立統合中学校整備 P F I 事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定に基づき公告します。

平成21年7月31日

門真市長 園部 一成

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 (仮称) 門真市立統合中学校整備 P F I 事業
- (2) 業務内容

門真市立第一中学校及び第六中学校の統合校を新たに整備するに当たり、民間の資金、経営能力及び技術力を活用して、(仮称) 門真市立統合中学校の整備を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。)に基づく事業として、平成24年4月の開校に向けた設計及び建設業務を行うとともに、平成24年4月1日から平成39年3月31日までの15年間の維持管理を業務内容とします。

- (3) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、市と事業契約を締結し、学校施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中における学校施設の維持管理業務を遂行する方式(B T O方式)により実施します。

- (4) 事業期間 本契約として効力が生ずる日から平成39年3月31日まで
- (5) 予定価格 3,238,095,239円(消費税及び地方消費税相当額を除く。
最低制限価格 設定しません。
- (6) 総合評価一般競争入札の方法

本入札は、令第167条の10の2第1項及び第2項の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の一般競争入札により行うものです。なお、総合評価に関する手続の詳細事項については、「落札者決定基準」に定めます。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募グループは、代表企業を定め、代表企業以外の企業は構成企業とします。

応募企業又は応募グループ以外の者で、事業開始後、特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）は、参加表明書において協力企業として明記すること。なお、応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。また、本事業に係る事業者選定の結果、落札者として決定された応募者は、本事業を実施する会社法に定める株式会社としてSPCを設立するものとする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募企業、応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業は、いずれも、以下の参加資格要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業契約の締結までの期間に門真市建設工事等指名停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく指名停止措置期間中でないこと及び門真市建設工事暴力団対策措置要綱（平成元年4月1日施行）に基づき除外されている期間中でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合に

あつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。

キ 清算中の株式会社である事業者について、商法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。

ク 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。

ケ 最近1年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、事業税、法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。

コ 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している企業及びその協力会社と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っ

ている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関するアドバイザー及びその協力会社は次のとおりである。

アドバイザー 株式会社地域経済研究所 大阪府大阪市中央区

協力会社 株式会社地域計画建築研究所 大阪府大阪市中央区

協力会社 弁護士法人御堂筋法律事務所 大阪府大阪市中央区

サ 別に定める(仮称)門真市立統合中学校整備PFI事業者選定委員会の委員が属する組織又は企業と資本面又は人事面において関連がない者であること。

シ 応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募企業、応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業として参加していないこと。

(3) 応募者の業務遂行能力に関する資格要件

応募企業、応募グループの代表企業、構成企業並びに協力企業のうち学校施設の設計、工事監理、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次に掲げる全ての要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関連がある企業同士が実施してはなりません。

ア 学校施設の設計業務を行う者

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(イ) 校舎等学校施設(公立又は私立を問わない。以下同じ。)又はこれに準ずる施設(公共公益施設をさす、以下同じ)の設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したものに限りませぬ。

イ 学校施設の工事監理業務を行う者

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(イ) 校舎等学校施設又はこれに準ずる施設の工事監理の実績を有している

こと。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したもの（同日において工事中であるものを含む。）に限ります。

ウ 学校施設の建設業務を行う者

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく最新の経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の建築一式の総合評定値が1,400点以上であること。なお、共同企業体として学校施設の建設業務を行う場合は、経営形態は、共同施工方式とし、共同企業体の代表たる構成員は、同総合評定値が1,400点以上、代表以外の構成員にあつては、同総合評定値が700点以上であること。

(ロ) 校舎等学校施設又はこれに準ずる施設で延床面積が5,000㎡以上の施設に係る施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したもので、元請人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の形態が、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。共同企業体として学校施設の建設業務を行う場合には、共同企業体の構成員のうち少なくとも1社が上記実績を有するものであること。

エ 学校施設の維持管理業務を行う者

学校施設の維持管理業務を行うに当たり、必要な資格(許認可、登録等)を有すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

門真市中町1番30号 門真市教育委員会 2階 学校教育部

電話 大代表 06-6902-1231 (内線6523)

直通 06-6902-7059

F A X 06-6900-2323

電子メールアドレス pfi@city.kadoma.osaka.jp

(2) 入札の参加に必要な書類の公表及び交付

入札の参加に必要な書類は、本市ホームページ (<http://www.city.kadoma.osaka.jp>) より、ダウンロードで交付するほか次のとおり交付します。

ア 交付書類 入札説明書、落札者決定基準及び契約条項等

イ 交付期間及び交付時間 告示の日から平成21年10月29日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 交付場所 3(1)アに同じ。

(3) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載の内容に関する質問の受付を次の要領で行います。

ア 提出期間

（第1回）平成21年8月3日（月）から8月14日（金）の午後5時必着

（第2回）平成21年9月11日（金）から9月18日（金）の午後5時必着

イ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等質問書」に記入の上、pfi@city.kadoma.osaka.jpまで電子メールにファイルを添付して提出してください。

ウ 回答・公表

入札説明書等に関する質問に対する回答及び公表を次の要領で行います。

公表予定日

（第1回）平成21年9月1日（火）

（第2回）平成21年10月2日（金）

(4) 入札参加資格審査、提案書及び入札書の受付、場所及び方法

ア 入札日時 平成21年10月30日（金）午後3時

イ 入札場所 門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階入札室

ウ 入札方法 持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めません。

エ 提出書類 入札説明書を参照のこと。

(5) 入札保証金 入札予定価格の100分の3に相当する額以上を徴収します。ただし、門真市契約及び財産に関する規則（昭和39年規則第7号）第7条各号に該当

するときは、入札保証金の納付は免除します。

(6) 入札にあたっての留意事項

ア 本件入札説明書の承諾 応募者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

イ 費用負担等 入札書類等の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

ウ 公正な入札の確保 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

エ 入札の中止・延期 入札が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

オ 無効の入札 次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (ア) 入札参加資格がない者のした入札
- (イ) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (ロ) 代表企業以外の者のした入札
- (ハ) 入札書類等に虚偽の記載をした者の入札
- (ニ) 記名押印を欠く入札
- (ホ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (ヘ) 応募者及びその代理人のした2以上の入札
- (ト) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (チ) その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 本件事業に関する提案内容を記載した提案書(事業提案)の取扱い

ア 著作権 本事業に関する提案書(事業提案)の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は提案書(事業提案)の全部又は一部を使用できるものとします。

イ 特許権等 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の

日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとします。

ウ 市からの提示資料の取扱い 市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。

エ 入札書類等の変更禁止 入札書類等の変更はできません。ただし、提案書（事業提案）における誤字等の修正についてはこの限りではない。

オ 使用言語、単位及び時刻 本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とします。

4 落札者の審査方法

落札者の審査は、市が参加資格を有すると認めた者について、PFI事業者選定委員会が、提出された書類や必要に応じてプレゼンテーションやヒアリング等の説明を求める等により審査します。

5 落札者の決定基準

別に公表する落札者決定基準に基づき、PFI事業者選定委員会が事業提案書の審査と入札金額を総合的に評価し決定します。

6 落札者の公表

入札結果は、平成21年12月下旬に応募者の代表企業に文書で通知し、併せて落札結果を市のホームページ上で公表する予定です。なお、電話等による問合せには応じません。

7 契約の締結

(1) 契約書の作成を要します。

(2) 基本協定の締結について

落札者は、落札決定後速やかに、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定の締結の申出をしなければなりません。

(3) 本事業は、PFI法の規定により、市議会の議決に付さなければならない事業であるため、議会の議決を得た後に本契約を締結します。

(4) 落札者として確認され、仮契約を締結した後であっても、本契約としての効力が生じるまでの間に契約を締結することが適切でない事情が生じたときは、仮契約を解除します。

8 契約保証金等

事業者は、学校施設整備の対価に相当する金額の100分の10以上の額の契約保証金を事業契約と同時に納付しなければなりません。ただし、門真市契約及び財産に関する規則（昭和39年規則第7号）第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

9 支払い方法等

本事業のSPCへの支払方法は、以下のとおりです。

- (1) 学校施設の整備に係る費用 学校施設の整備に係る費用については、事業期間中、事業契約書に定める額を支払う。

なお、本事業は、公立学校施設整備に係る国庫負担・補助金及び地方債の活用を予定しており、学校施設の建設に係る国庫負担・補助金及び地方債が適用できる場合は、上記費用のうち、国庫負担・補助金及び地方債の対象となる経費については、市への所有権の移転後、一括して支払う予定です。

- (2) 学校施設の維持管理業務に係る費用

学校施設の維持管理業務に係る費用については、事業期間中、事業契約書に定める額を支払います。

10 その他

- (1) SPCの設立について

SPCは、門真市内に設立し、事業期間中は門真市外に移転しないものとする。なお、応募者のうち、応募企業又は代表企業は必ずSPCに対して出資し、株主の中で最も多く保有する株主でなければなりません。また、応募企業若しくは代表企業及び構成企業全体での出資比率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、SPCの株式については、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできません。

- (2) 詳細については、入札説明書等を参照のこと。

11 問い合わせ先

門真市中町1番30号 門真市教育委員会2階 学校教育部

電話 大代表 06-6902-1231（内線6523）

直通 06-6902-7059